

『 功 勞 顕 彰 基 準 』

顕彰対象

佐世保市に功労があった個人又はその過半数が市内に在住する者から構成された団体を原則とする。

顕彰基準

(1) 団体

(ア) 当該団体が行う文化、スポーツ及び社会教育活動が、地域・職場等において広く普及し、その発展向上に寄与している団体で、その活動を10年以上組織的継続的に行っている団体。

(2) 個人

- (ア) 10年以上、文化・スポーツの指導・普及に尽力し、その功績が顕著である者とする。ただし、単に関係団体の名目的役職にある者、財政的援助をしたにすぎない者、公務員の本職として指導にあたっている者は除くものとする。
- (イ) 前(ア)の規定に関わらず、20年以上教職員として文化・スポーツの指導・普及に尽力し、かつ、その功績が顕著な者として関係団体からの推薦がある者。
- (ウ) 10年以上、社会教育の振興・発展に寄与し、その功績が顕著である者。

(1) 及び (2) については、いずれも非営利の活動に限る。

補 足

- ・社会教育分野の例・・・地域学校協働活動（子ども教室や地域未来塾など含む。）
青少年健全育成活動（見守り等含む。）・・・など。